

第 9 章 对象地域

第9章 対象地域

「横浜市環境影響評価条例」にある対象地域（評価書の内容について周知を図る必要がある地域）は、以下に示す範囲を包含する図9-1に示す範囲に属する町丁の全域としました。

対象地域の町丁は、表9-1に示すとおりです。

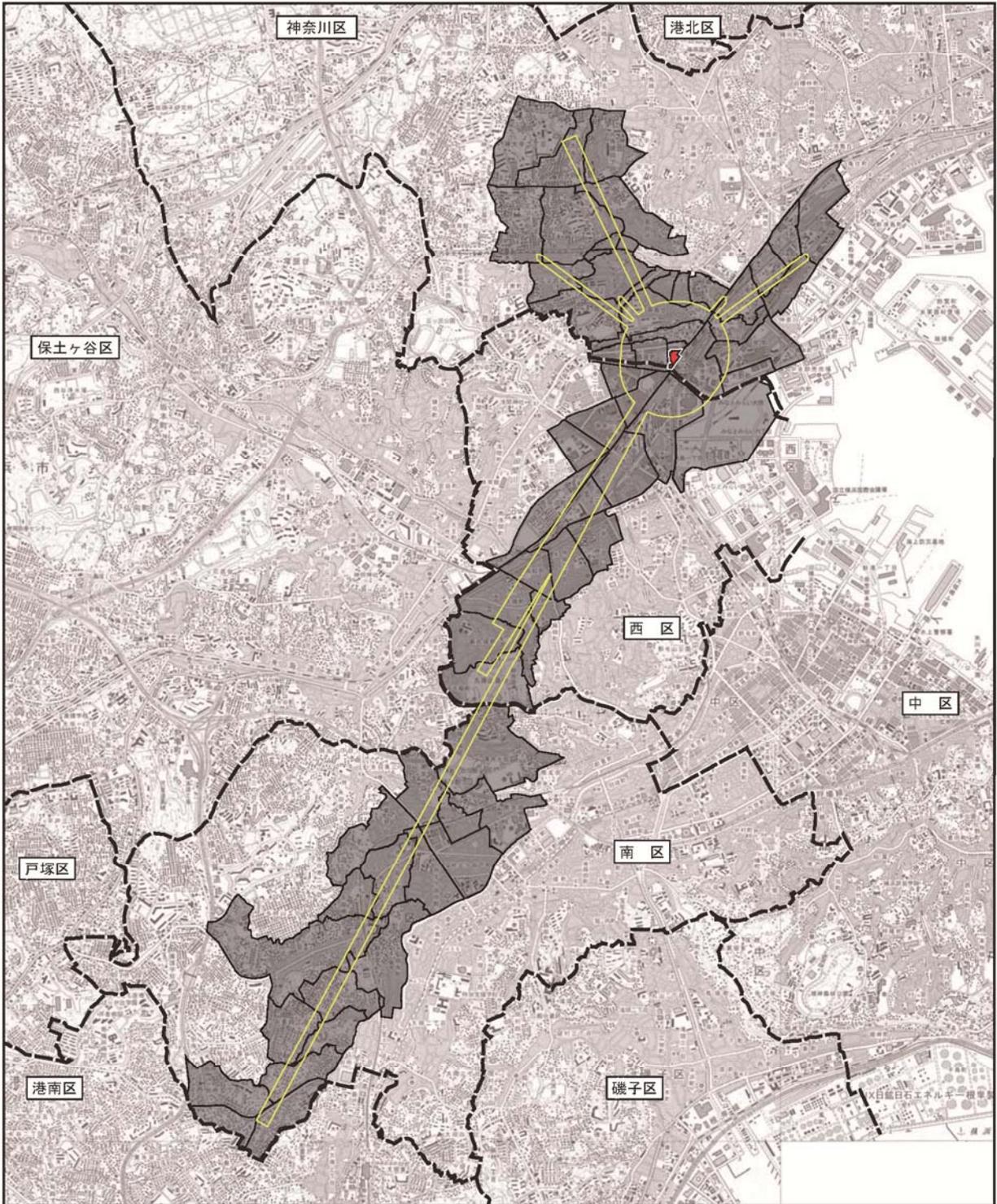
- ・工事中及び供用時を通じて大気質、騒音、振動、地盤の直接的な影響を受けやすいと考えられる敷地境界から概ね100mの範囲
- ・電波障害が生じるおそれがある範囲
- ・現計画における計画建物の平均地盤面での日照障害（時刻別日影）が及ぶと想定される範囲
- ・風環境の変化が生じる可能性のある計画建物高さの約2倍の範囲（約380m）
- ・工事中及び供用時を通じて事業に関係する車両（工事用車両及び関係車両）が主に走行する主要地方道青木浅間線の青木橋交差点から鶴屋町3丁目交差点までの範囲の道路端から約50mの範囲

表9-1 対象地域

区名	関係町丁名		
神奈川区	鶴屋町1丁目	桐畑	三ツ沢東町
	鶴屋町2丁目	幸ヶ谷	三ツ沢中町
	鶴屋町3丁目	神奈川本町	三ツ沢下町
	台町	東神奈川一丁目	栗田谷
	高島台	東神奈川二丁目	松本町4丁目
	金港町	神奈川二丁目	松本町5丁目
	大野町	泉町	松本町6丁目
	栄町	松ヶ丘	神大寺一丁目
	上反町1丁目	沢渡	神大寺二丁目
	上反町2丁目	青木町	六角橋四丁目
	西区	北幸一丁目	久保町
南幸一丁目		元久保町	浜松町
南幸二丁目		東久保町	平沼一丁目
高島一丁目		中央一丁目	平沼二丁目
高島二丁目		中央二丁目	岡野一丁目
西平沼町			
南区 ^注	井土ヶ谷上町	清水ヶ丘	南太田三丁目
	井土ヶ谷中町	中里二丁目	南太田四丁目
	井土ヶ谷下町	中里三丁目	別所二丁目
	永田東一丁目	中里四丁目	別所三丁目
	永田南一丁目	六ツ川一丁目	別所四丁目
	弘明寺町	南太田二丁目	別所五丁目

※関係町丁名は、「横浜市の町名一覧（平成27年9月7日現在）」（横浜市ホームページ、平成28年5月調べ）によっています。

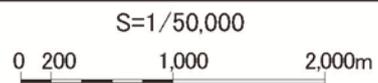
注：東京タワーから発信されている放送大学の地上デジタル波は、平成28年5月27日に発表された放送大学学園によるお知らせにおいて、平成30年9月末で停止するとされました。そのため、本事業の計画建物の建設初期に停波されることになるため、対象地域のうち、この影響範囲として示している南区に対しては直接的な影響はなくなるものと考えます。



凡例

- 対象事業実施区域
- 区界
- 対象地域（評価書の内容について周知を図る必要がある地域）
- 電波障害、日照阻害及び風環境の変化が生じるおそれがあると考えられる範囲

図9-1 対象地域図



この地図の作成にあたっては、国土地理院発行の1/25,000地形図を使用しています。